

道央廃棄物処理組合公平委員会処務規程

(平成26年 5月19日公平委員会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、道央廃棄物処理組合公平委員会（以下「委員会」という。）の事務処理その他処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の設置)

第2条 委員会に書記長、書記その他職員を置く。

(職務)

第3条 書記長は、委員長の命を受けて委員会の事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、書記長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(事務の専決及び代決)

第4条 事務の専決及び代決は道央廃棄物処理組合事務専決規程（平成26年道央廃棄物処理組合訓令第4号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「管理者」とあるのは「委員長」と、「事務局長」とあるのは「書記長」と読み替えるものとする。

(公印)

第5条 公印の名称、形状、寸法及び管守責任者は、別表のとおりとする。

(準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務の処理については、道央廃棄物処理組合の関係規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

名 称	形 状	寸 法	管守責任者
道央廃棄物処理組合 公平委員会委員長之印	正方形	21mm	書記長